-[1144]-

氏名(生年月日) 土屋悠子 (1983年5月3日)

学 位 の 種 類 博士(史学)

学 位 記 番 号 文博甲第 97 号

学位授与の目付 2015年3月19日

学位授与の要件 中央大学学位規則第4条第1項

学位 論 文題 目 明代太医院制度の研究

論文審查委員 主查 川越 泰博

副査 妹尾 達彦・阿部 幸信

町 泉寿郎 (二松学舎大学文学部教授)

内容の要旨及び審査の結果の要旨

(一) 本論文のテーマと当該研究分野における研究の位置づけ

本論文は、14世紀から17世紀にかけて凡そ270年の長きに亘り、中国を支配統治した明王朝の 医療制度を太医院を中心に研究・考察したものである。

太医院は、宮廷医療、医生教育、地方の医療機関への医官の派遣等あらゆる面で、明朝の医療制度の基幹をなす組織であった。こうした多面的な機能を有した太医院に関する研究は、中国医学史においては、従来政書等の二次的編纂史料を使っての概説的言及があるのみで、殆ど等閑視されてきた。そのために静態的考察に止まり、太医院という組織の制度とその実態の解明という点では鶴嘴が入れられることはなかった。太医院の存在形態の解明を研究テーマとするならば、厖大に存在する明代史料の中から太医院に関する史料を摘索しなければならず、それは、あたかも大海から珠玉を拾い出すがごとき、粒粒辛苦な努力を強いられることになるからである。それにもかかわらず、本論文はそれに果敢に挑戦して、ようやくその研究成果の一端を、太医院の組織論、太医院医官に対する社会的認識、太医院による医書編纂という三つのテーマに絞って、太医院に関わる諸制度及びその行政の実態について纏めたものである。

未開拓の分野に新しい光を当て、その成果を盛り込んだ本論文は、明代の太医院に関する本格的研究として、中国医学史上、長くその名が刻まれることになろう.

(二) 本論文の構成

本論文は全 7 章 20 節によって三部に構成され、19 行 \times 39 字=326 頁(四百字詰 603 枚)からなる。目次の構成は以下の通りである。

緒言

第 I 部 太医院制度の成立とその官制

第一章 明朝太医院の成立とその職掌

はじめに

第一節 太医院組織の成立

第二節 太医院の職掌と諸司との関係

おわりに

第二章 皇帝の治病と太医院医官―成化・弘治両帝の不豫を中心に― はじめに

第一節 明代皇帝の不豫から臨終へ

第二節 成化帝の不豫と太医院医官の措置

第三節 弘治帝の不豫と太医院医官の措置

おわりに

第三章 医学教育制度—太医院医術十三科—

はじめに

第一節 前医生時代

第二節 医生時代

第三節 医士時代

おわりに

第Ⅱ部 太医院医官の社会的地位

第一章 科挙における医戸籍と太医院籍

はじめに

第一節 『進士登科録』記載の医戸籍と科挙

第二節 医籍進士の文官任職

第三節 医生の科挙応試

おわりに

第二章 太医院院使とその伝奉授官

はじめに

第一節 太医院医官の官品とその所属

第二節 成化年間における太医院院使の伝奉授官

第三節 伝奉授官の濫觴とその政治的意義

おわりに

第Ⅲ部 太医院による勅撰官修薬典の編纂

第一章 『御製本草品彙精要』の編纂始末

はじめに

第一節 『御製本草品彙精要』の先行研究とその検討課題

第二節 編纂開始に至る政策決定のプロセス

第三節 『孝宗実録』弘治十六年八月九日の条について

おわりに

第二章 『御製本草品彙精要』のその後―太医院医官に対する弾劾訴追との関わりを中心に― はじめに

第一節 編纂官とその役割

第二節 弘治帝の崩御と太医院医官に対する弾劾事件

第三節 『御製本草品彙精要』

結語

(三) 本論文各章の梗概

緒言では、本研究の目的、研究史と本研究の課題、本研究の構成及び各章の研究意図について述べている。

第 I 部では、明朝における医療制度の成立と展開を跡づけるために、太医院制度の初期変遷の様子とその職掌である医事行政、及び医学教育について検討した.

第一章では,太医院組織の成立経緯と,太医院の職掌及び諸司との行政区分について整理した. 国初の医官体制は、医学提挙司(従五品衙門)から太医監(正四品衙門)、そして太医院(正三品 衙門)へとその名称が改定され、その後、正三品衙門から正五品衙門にその官庁の品秩が是正され て医官体制が組織されていった。この名称及び品秩の改定は、軍事政権であった初期における明朝 の体制が、次第に文治統治へと移行していく過程をそのまま示している。 朱元璋は、大宋国からの 自立を宣言した年の9月に、すぐにこの太医監を太医院へと改名し、自らの侍医であった医官にそ の中央及び地方医事の管理権限を与えた.この太医院の品帙が正三品から正五品に改められたのは、 洪武14(1381)年のことである.これは胡惟庸の獄に端を発した中書省の廃止及び六部の皇帝に直 属する体制の確立と連動する官制の大改革の結果であった. 元制を踏襲した初期の医官体制は、こ こに明朝全体の医事を統括する組織編成に落ち着いたこととなる。ところが、洪武政権下で組織改 編されてきたこの医官体制は、永楽帝の即位後に都が南京から北京に遷されたことによって、燕王 政権下の医官たちが担っていくことになった。その職掌には医学教育と医事行政があり、諸司との 行政区分が明確にされた上で連携して行われていた. 医学教育では国子監制度に則して中央及び地 方に学校教育課程が設置され、礼部による考試によって医官が登用される仕組みとなっていた. 一 方, 医事行政では皇帝や皇室に対する治療による内府御薬局太監との連携, あるいは各処への医官 派遣の手続きによる吏部との連携がなされていた、更に、その地方での行政管轄領域は、府州県医 学や王府良医所、衛所医学や恵民薬局といった施療所にまで及んだ。こうした初期の医官体制の変 遷やその職掌を整理することを通して、明朝の医療制度が皇帝や朝廷に関する医療行為に終始する だけでなく、王朝医学の発展、医官派遣の拡大、庶人に対する恵民、及び医薬流通にも寄与してい たことを掘り起こした.

第二章では、太医院の宮廷医療に関する考察として、皇帝に対する治病とその後の措置について、 成化・弘治両帝の事例を通して検討した。皇帝の体調悪化に備えて、太医院医官は平時から後宮に 輪番宿直し、進薬の製剤を管理していた. 政務繁多な皇帝が不意に発病して進薬を受ける際には、 医院医官は進薬の規定に基づき内官とその責任を二分して御薬を精製し、皇帝に進呈する際には記録簿を残して不足の事態に備えた. 明朝皇帝の多くは、壮年時に崩御している. これは太医院医官の治療が奏効しなかったとみなされ、その結果、太医院医官に対して、その医療過誤の有無とその責任が問われることなった. 皇帝の崩御後に展開される太医院医官への責任追及は、その医療処置状況を検討することを通して、謫戍・革職閑住・降格等様々に、厳しく処分されることもあった.

第三章では、太医院の医学行政という点に焦点をあて、明朝の中央医療行政組織下に設置された 学校教育制度, 特に中央医学である太医院医術十三科について検討した. そもそも, 学校制度は官 僚を養成する目的で制定されたものである. その養成課程の中で育成された優秀な人材は、科挙と いう高等官僚登用試験で更に優劣が振り分けられる. そうして南北全域から集められた進士たちは, 中央政府の役人として中央・地方の行政を担わされる. 王朝で養成された医官もまた、こうした学 校教育及び官僚登用の階段を踏んだ. 王朝の医学教育では、中央に太医院医術十三科、地方に府州 **県医学という学校が設けられていた。特に儒書を読むことができて医術に精通している優秀な官生** の子弟及び医戸籍層の子弟は、中央医学である太医院医術十三科に入選すると、将来的に中央医療 行政組織に勤める医官になることを見越して、それ相応の給与と徭役優免特権が与えられた. そう して医生は十三科の中から一科を専門とし、御医や吏目に師事して各館で医事行政の補佐をしなが らその実習に励んだ.その習業課程は三年,毎季の院考試と卒業のための礼部考試が課されていた. 礼部考試の成績は三等に分けられ、その成績が卒業後の医士生活及び陞進に影響を与えた.一等は 内府御薬房勤務、二等三等は本院勤務として各処に派遣された。一方、府州県医学で養成された医 生にも中央入仕の機会が与えられており、地方官の推挙及び礼部の認定、或いは地方巡察の考試に よって医士資格の授与及び配属が考慮されていた。こうした医学教育課程では、修業年限と考試の 規定によって苛烈な競争が展開され、卒業及び認定試験となる礼部考試を突破できない者は、医籍 を削られて民籍として賦役を負うことになった、国子監制度や府州県儒学制度と比べると、医学教 育は極めて厳格な学校教育であった.

第Ⅱ部において俎上に載せるのは、太医と呼ばれる宮廷医官についてである。その社会的地位が どのように形成され、そして明代においてどのように認識されていたのかについて、戸籍制度とそ の陞進規定から巨細に検討している。

第一章では、科挙の合格者名簿である『進士登科録』を使用して、その中から医戸籍層進士を摘索して明朝雑役戸の一つであった医戸籍と太医院籍について検討した。併せて、太医院医官子弟の文官任職の事例を探り出し、その様相について検討しその特徴を明示した。明朝戸籍制度にあっては、民籍は納税を負担し、軍籍は軍役を負担し、その他の種々の雑役は雑役戸が世襲でその義務を負うものであった。民籍の賦役に関しては、里甲制や徭役制度の研究に従来分厚い蓄積があるが、医療行政における医役負担を義務とする医籍については、この戸籍が納税、軍役以外の繁多な雑役の一つとして認識されて来たため、具体的にどのような医役を負担した戸籍であったか、殆ど不分明のままうち捨てられていた。しかしながら、この医戸籍の存在と実態について、『進士登科録』

という科挙合格者名簿が追跡する手かがりを与えてくれる. 『進士登科録』には,進士家状という 科挙受験時に提出された志願書ないし身上書に類する事項も附せられているのである.

この一次史料によれば、医役を義務とする戸籍としては、医籍の他に太医院籍、太医院官籍、南京太医院籍、南京太医院官籍という区分があり、太医院籍は、王朝の中央医療行政組織である太医院に属する戸籍であったことが知られる。太医院医術十三科に所属する医生、及び太医院に所属する応役者は、全てここに属した。これらの太医院籍や太医院官籍という戸籍は、一般の戸籍とは異なる徭役優免の特権を有していた。太医院籍に属する者で御薬房勤務となる太医院医官及び医士などは二丁免除、本院勤務となる応役者は一丁免除となっていた。また、太医院籍には科挙に関しても特権があり、太医院医官の子弟や太医院の医士・医生は在京応試が許されていたため、出身郷貫が京師以外の地方にあっても、回郷せずに京師の郷試に応じることができた。この在京応試特権は、南直隷出身者の多い太医院医官の子孫弟姪にとっては、南北で六対四と規定されている北人確保枠の中で、学力的に優位に挙人に及第できるという利点があった。科挙郷試におけるこうした優遇措置の環境から、医戸籍の子弟には家学継承をやめて官界に入仕の道を見出した者がいた。特に太医院籍に属した進士は、その太医院医官の家系が後ろ盾となり、後の登用の面においても兄弟でエリートコースを踏むなど、有利な面を有した。太医院籍の特徴と医籍進士の文官任職の事例を探っていくと、王朝体制における太医院医官の立場について、社会の認識するところでは、規定されていた正五品という官品よりも高く位置づけられていたのである。

第二章では、成化年間に盛行した伝奉授官という陞進事例に注目し、太医院の長官である太医院 院使が通政使司の官に伝奉授官された事例を通して,太医院医官が文官任職された意義を検討した. 太医院医官は元来、王朝の医事行政を総括するために設けられた官職である。ところが、成化年間 (1465~1487) には、太医院院使(正五品の長官)が通政使司の官へ陞進するという、特異な陞進授 官が重出した。これは通常吏部が管轄する考課の法によって決定された人事ではなく、皇帝の聖旨 を太監が伝奉して賜与する形式で行われた陞用であった.乾清宮に起居する皇帝がその聖旨を諸司 に下す際、太監は乾清門を抜けて閣臣諸司官が集まる左順門に達してその旨意を伝える。伝奉授官 の場合は、その門前で吏部尚書に対して皇帝の聖旨を伝奉し、吏部の諮詢を待つ. 吏部は皇帝が降 した聖旨に基づいてその授官人員を諮詢し、翌日早朝の朝政で皇帝及び諸臣にその採用の是非を覆 本(コピー)を添えて報告した.ここに晴れて授官が正式に決定することとなる.こうした手続き が通常は行われていた訳であるが、しかしながら、この吏部の人事決定に関する手続き(諮詢と覆 本)は、天順期から次第に省略されるようになった。これに呼応して太監による伝奉授官の権限が 強化され、ここに吏部による諮詢と覆本による介入が省かれ、容易に授官方式として伝奉授官が頻 繁に行われることとなった.それが成化年における伝奉官の盛行の理由である.この伝奉官の盛行 は、その多くが秩禄陞進を受けて実職を持たない帯俸官であったことから、王朝財政を圧迫する要 因となっていった. その弊害を除くため,成化 21年と 23年には二度に亘って伝奉官の淘汰という 大リストラが行われることとなった. 伝奉授官で他と同様に多くの帯俸官を抱えていた太医院は, 実職を持たない帯俸官の他は、その実務への有用性からなお留官とされた医官が多くあった。もと

もと太医院医官は内府管轄の御薬房において医事行政を行うため、内府宦官にとっては身近な存在であった.一方で、外廷においては医学教育や医事行政の職務上、諸官と連携を取って業務を推進していかなければならず、諸臣にとっても太医院医官は認めざるを得ない存在であった.その太医院の職務範囲は王朝の医事行政のみならず、全体の民政及び軍政の医事に関わって頗る広い.成化年間においては、この太医院医官の長である院使に、四方の奏上案件を取り扱い、内外諸政に通じた通政司の官が帯俸官として与えられることとなった.これが、太医院院使の伝奉授官の慣例化の要因であり、成化年間の歴代院使たちはいずれも同様に通政司官の秩禄帯俸の肩書きを持つことになった.ただ、その職務はなお太医院事にあり、伝奉授官された院使はそれまでと同様に内府御薬房に勤めることが期待されていた.内府の太監からすれば、同品他官ではなく通政司官を太医院院使に伝奉授官するようにしたのは、内廷外廷の中継ぎ役としての役割を医官に期待したからだった.これらのことから、太医院院使に対する通政司官への伝奉授官は、ただに成化年間に盛行した伝奉官濫発の一事例に止まらず、王朝の政治体制と濃密に関わる事象であった.

第Ⅲ部では、明代において唯一の勅撰官修薬典である『御製本草品彙精要』の編纂始末と、その 薬典のその後について検討することを通して、太医院による医書編纂の実態とその職務権限の幅、 そして明代本草学上にあるこの薬典の書物的価値を明らかにした.

第一章では、『御製本草品彙精要』の編纂過程について、王朝の政策決定プロセスという面に焦点をあて、その勅命が皇帝から発下されてから編纂執務開始に至るまでの経緯を検討した。その編纂事業は、弘治 16(1503)年8月9日に皇帝が振り出した勅命に端を発する。それは弘治帝の本草編纂に関する聖旨が司礼官太監蕭敬により、内閣に伝奉されるという形でなされた。それをうけて、当時の内閣の首輔であった劉健は編纂の主管人員と担当官庁を決定した。ところが、太医院から弘治帝に対して、その編纂事業についての異議の申し出がなされた。そのため、幾度か弘治帝と内閣と太医院との間で、誰がその主管に当たり、編纂官をどのように選定するかについて、その問題点が議論された。当初は翰林院編修がその主管に任命されていたが、太医院編纂官との折り合いが悪く、最終的には内閣の双方の面子を立たせる決議が採用され、紆余曲折の後、太医院医官の主管の下で行われることとなった。そしてその1年7ヶ月後、『御製本草品彙精要』(42巻、付目録1巻総35冊)は完成した。

第二章では、弘治帝の死後に引き起こされた太医院医官への弾劾事件に際し、薬典はどのように扱われ、その後の保管状況にいかなる関わりがあったのかという点について、弾劾事件の顛末から考察した。併わせて、清朝で校定された『本草品彙精要続集』の編纂経緯についても検討を加え、王朝による医書編纂の歴史的特徴を明らかにした。『御製本草品彙精要』が完成した二ヶ月後、弘治帝は36歳という壮年の盛りで急逝した。そのため、その編纂に携わった太医院医官をも巻き込んで医療過誤の名目の下に弾劾訴追されることとなった。法司をあげてその関係者たちに訊問と審議が行われ、十日間に亘る公式裁判の結果、関係する全ての官員の罪状が明白にされた。この時、『御製本草品彙精要』は、勅撰官修薬典という書物の性格を持つだけでなく、この罪状を証明する文物となった。つまり、この薬典に記された文章が、編纂時に内官と太医院医官とが交結して悪弊をな

していた証拠と認定されたのである. その結果,主犯格とされた司設監太監張瑜,太医院院判劉文泰,御医高廷和の三名には,斬刑の判決が下った. この三名は秋審において二度再審を受け,最終的には,辺衛に謫戍という処分で,この弾劾事件は幕を閉じた.

弘治帝の崩御に端を発するこの弾劾事件では、医官たちは斬刑判決や降格、免職処分を受けた. しかしながら一方で、『御製本草品彙精要』の謄録官を担当した官員たちにはその後に俸禄の恩典が賜与された。また、罪状の証拠文物として認識された『御製本草品彙精要』は、あくまでも物証であった点のみが罪状理由として挙げられただけで、そのまま宮中に秘かに保官されることとなった。

清朝康熙 39 (1700) 年に、この薬典は再び皇帝の御覧に呈された。宮中にあったこの薬典を見て、康熙帝はその絵の美しさに絵録を編纂させることとした。それと同時に清朝太医院医官の手によって、『本草品彙精要続集』10 巻が編纂されることとなった。これもまた、皇帝の勅命によっての編纂事業であった。従来、王朝の刊行物の編纂を担当するのは主に翰林院であった。しかしながら書物の種類によっては、関係する衙門が通常業務の中で編纂事業を受け持つ必要が出てくる。皇帝の勅命によって編纂事業が決定すると、それは内閣という輔政組織から下部執行組織に伝達され、その中で編纂事業の担当者が決められた。そうして編纂が開始され、完成後は皇帝へ報告されるとともに書物が棒呈されて業務完了となる。明朝本『御製本草品彙精要』も清朝本『本草品彙精要結集』も、共にこうした政策決定のプロセスを経て、中央医療行政組織を統括している太医院という組織の手によって編纂された薬典であった。

結語では本研究では、太医院の組織論、太医院医官に対する社会的認識、太医院による医書編纂 という三部構成で論じてきた明朝の中央医療行政組織である太医院に関わる諸制度及びその行政の 実態について、各章での到達点を示している.

(四) 本論文の評価

本論文は、明代中国の医療体制の基幹をなす太医院の体系的研究を意図して、全2909巻からなる 浩瀚な『明実録』、数多ある石刻史料、3年に1回行われる科挙の合格者名簿たる『進士登科録』、加えて多くの奏議文を丹念に渉猟して、太医院に関わる史料を摘索し、それらをもとに太医院の実態を巨細に考察した。その結果、太医院の存在形態に関わる諸々の側面を抉り出し、多くの新知見と新発見を提供した。それらは枚挙に暇ないので、ここでは、とりわけ百尺竿灯を極めると評価しうる点を挙げると、つぎの三点である。

①医療義務を負う医戸籍及び太医院籍の雑役戸籍と科挙との関係を詳細に明らかにしたこと、ならびに伝奉授官によって通政司の官職を与えられた太医院医官が多かったことを解明したことは、太医院が単に医療業務に局促することなく、明代官僚制度の一員としての歴史的役割も担っていたことを闡明した貴重な成果である.

②また,王朝の医療行政を担う太医院医官が,その医役を離れて文官に任職された事例を多く収集して,王朝支配体制における太医院医官の社会的地位を位置付けたことは,従来指摘されたこと

のない本論文独自の成果と評価できる. それは全部で 90 回に亘って行われた科挙の合格者名簿たる 『進士登科録』(中国・天一閣所蔵)を隈無く精査し、検討した根気のいる作業が将来したものとして注目に値する.

③明王朝唯一の勅撰官修薬典は、どのような経緯で編纂がなされ、そしてそれはその後いかなる道を辿ったかを解明するために、内閣と太医院との関係、編纂が内閣から太医院に変更されて、太医院の手で編纂がなされるまでの過程を、当時の政策決定プロセスの有り様を丹念に考察することで解明した。そして、編纂を担った太医院からの編纂官の析出と他の組織からの編纂参加者の分析、それらの人びとの来歴の分析はきわめて具体的である。名前だけは有名であるものの、その編纂のプロセスが不分明のまま放置されていた『御製本草品彙精要』の編纂とにそれまつわる諸問題に鋭い考察を加えたことは、高く評価できる。

(五) 本論文の問題点と今後の課題

上記のように、明代医療制度の核をなす太医院制度の基本問題とその特質を解明し、太医院研究の可能性を呈示し、その成果を構築した本論文ではあるが、明代中国史、及び明代医療史の面から本論文で得られた成果は、その一部にすぎない。金元明清の四王朝において中央医療行政組織として君臨した太医院が明代中国史、及び中国医療史においても、巍然たる山容を示していることは、本論文が解明すべき問題として取り上げた医官とその官制、医学教育制度、医事行政の面から見ても明白なことである。したがって、本論文が取り上げた問題とその解明だけでは、その切っ先が一つに収斂されて太医院制度を全面的理解する階梯には達しえない。山裾の広い太医院の全体像を捉えるためには、本論文はその試みのとば口に立ったにすぎないと言わざるをえないのである。

しかしながら、殆ど未開拓に近かった太医院を真っ正面から取り上げ、研究の方向性と可能性を 呈示し、明代太医院制度の基本かつ重要問題に関して、精緻な分析を加えた本論文は、今後の研究 の基礎となることは疑いない。それと同時に、本論文は、近い将来、太医院に関する数多のあらゆ る問題が「凍解氷釈」され、鉅大な成果が生み出される可能性を十分に秘めている。

(六) 結論

以上のような課題を抱えながらも、本論文が、明代太医院制度について、多くの史料の分析に基づいて、多数の史実を掘り起こし、太医院制度の実態及びその社会における役割を具体的に追究し、明代史上に位置づけたことに対して、審査員はその独自性と研究史的意義を高く評価し、博士(史学)の学位を授与することが適当であるとの結論に達した.